

わくわく・ショッピング実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大井町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が高齢者及び障がい者等の在宅福祉の増進に寄与するため、「わくわく・ショッピング」の実施について必要な事項を定める。

(利用対象者)

第2条 利用対象者は（以下「利用者」という。）、大井町に住所を有する次の者とする。

- (1) 運転免許証及び自動車等を所有しておらず、買物時の移動が困難な者
- (2) 身体的な理由により、外出時の移動が困難な者
- (3) 前号に定める者のほか、会長が必要と認めた者

(利用登録申請及び決定)

第3条 サービスを希望する者及びその家族は、わくわく・ショッピング利用者登録申請書（わくわく第1号様式）及びわくわく・ショッピング利用誓約書（わくわく第2号様式）を本会に提出し、会長の承認を受けなければならない。また、承認を受けた事項を変更するときも同様とする。

- 2 前項の申請があった場合、本会は申請内容を調査し、会長は申請者に利用の可否を連絡（わくわく第3号様式）するものとする。
- 3 利用が決定した場合、本会はわくわく・ショッピング利用登録個人台帳（わくわく第4号様式）を作成し利用状況等を管理する。

(事業内容)

第4条 事業内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の希望内容により、地域毎にルート・時間を設定する。
- (2) 利用者の自宅付近から、目的地（スーパーマーケット等）までの送迎をする。
- (3) 買物袋並びにシルバーカー等の車への積み降ろし、玄関等への運搬をする。
- (4) その他、日常生活を営む上で必要と特に会長が認めるもの。

(利用条件)

第5条 介助が必要な場合は、介助者が付き添うものとする。

- 2 介助者が必要と判断された際に、介助者不在または、介助者の都合等により付き添うことができない場合は、あらかじめ本会に相談し他のサービス等を併用するものとする。

(実施日)

第6条 「わくわく・ショッピング」を運行する日は、原則として次の日とする。

- (1) 原則毎週木曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から1月3日までの日は除く。
- (2) 前号に定めるもののほか、その他運行できない特別な理由があり、会長が認めた日は除く。

(運行時間)

第7条 サービスを実施する時間は、ルート毎に設定し、事前に利用者に周知する。

(運行の範囲)

第8条 運行の範囲は大井町内以内とする。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

(利用の申込み及び変更)

第9条 利用者は、登録時に利用の希望頻度・コースを選択する。利用の変更をする際は、前日までに連絡をする。

2 前項の申込みがあった場合、本会は日程等を調整し、申込者に利用の可否を連絡するものとする。

(取消し)

第10条 利用者が登録及び利用の取消しをする場合は、本会に速やかに連絡しなければならない。

2 車両の故障や災害並びに荒天等により運行に危険が伴う、又は、困難な場合は、会長は決定を取り消すことができる。

(利用料)

第11条 利用料は一律200円とし、利用の都度利用者が負担する。

(安全確保)

第12条 運行の安全確保を図るため、利用者及び介助者は運転手の指示に従うものとする。

2 車内への危険物の持込みは禁止する。

(事故賠償責任)

第13条 わくわく・ショッピング運行中に、何らかの理由により事故が発生した場合、車両の「自動車損害賠償責任保険」及び「任意保険」の補償範囲内で責任を負うものとする。

(事業評価)

第14条 毎年度、事業実施状況並びに利用者へのモニタリング等の内容を精査し、事業評価を実施します。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(見直し)

2. わくわく・ショッピングの実施にあたっては、原則として一定期間経過後に廃止を含めて見直すこととする。



この事業は、社協の会費等を財源に実施する事業です